

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：糸田町ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町内を南北に流れる中元寺川の両岸では3m以上の浸水が予想されており、糸田駅のある宮床地区では50%を超える範囲で3m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：糸田町ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、大熊地区・自由ヶ丘地区の傾斜地にて土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で40.7%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

町内の中元寺川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成24年の九州北部豪雨において大雨、浸水等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨により、当町では床上浸水4棟、事業所にも多くの被害が発生した。

(2) 商工業者の状況 【糸田町商工会独自調査（令和2年3月31日現在）】

- ・商工業者等数 239人
- ・小規模事業者数 224人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	79	78	町内に広く分散している
	製造業	11	8	町内に広く分散している
	卸・小売業	61	57	町内に広く分散している
	飲食業	16	16	町内に広く分散している
	サービス業	64	59	町内に広く分散している
	その他	8	6	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
  - ・糸田町地域防災計画の策定（平成26年3月）、防災訓練の実施
  - ・防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組
  - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
  - ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

##### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年度までに作成。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保会社に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

##### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・糸田町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年1回開催）

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震や大規模水害等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

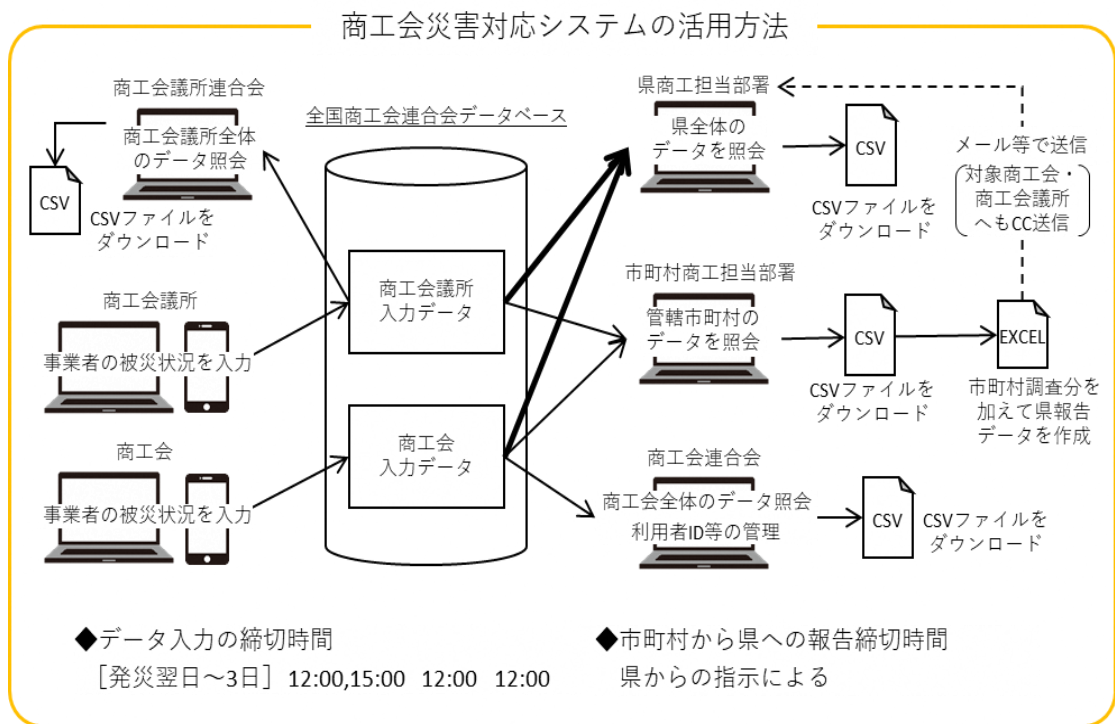
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

## < 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。

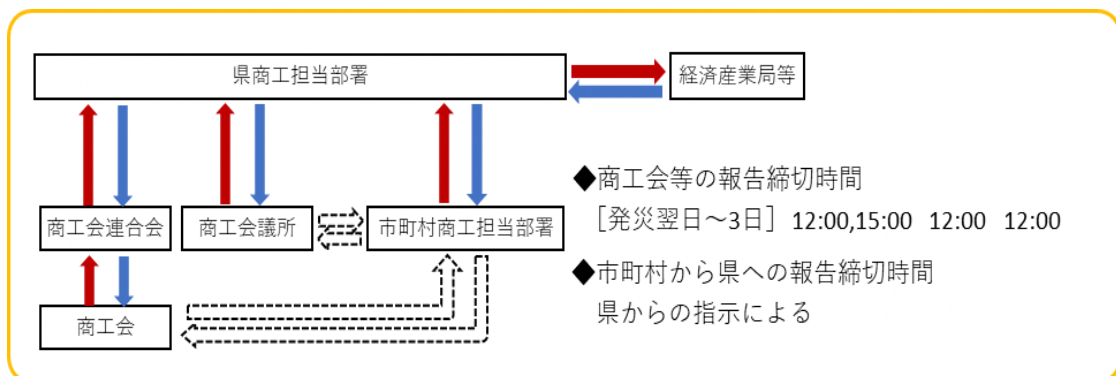
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I  
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (動機/修正/修正期)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入例	○○郡○○町○丁目○	—	株式会社○○製材所	製造業	約 10 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	動機＝前回報告に異か つた情報 修正＝前回報告内容に 修正を加える場合 変更期＝前回報告内容から 変更が無い場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 140 万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追加して行ってください。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

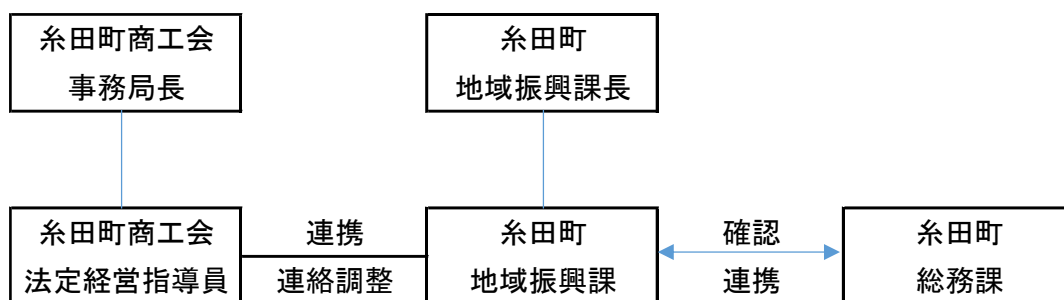
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年7月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 松岡 英二 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

糸田町商工会

〒822-1316 福岡県田川郡糸田町 3657 番地 1

TEL : 0947-26-0041 / FAX : 0947-26-2504

E-mail : itoda@shokokai.ne.jp

②関係市町村

糸田町役場 地域振興課

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1

TEL : 0947-26-4025 / FAX : 0947-26-1651

E-mail : chiiki@town.itoda.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	45	120	120	120	120
・ 専門家派遣費	15	30	30	30	30
・ 協議会運営費	15	30	30	30	30
・ セミナー開催費		30	30	30	30
・ チラシ作製費	15	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、糸田町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉 2-9-2 電話番号 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
< 1. 事前の対策 > 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ハザードマップ web アプリの活用 ・自然災害に関わる損害保険見直し ・BCP 策定支援 2) 関係団体との連携 ・セミナーを通じて BCP 策定の重要性等の普及推進を図る。
連携して事業を実施する者の役割
<役割> ・事業所所在地のハザード情報をピンポイントで4つの項目（地震・浸水・土砂災害・台風災害）についてハザードマップ web アプリのレポートにて提供する。 ・自然災害に関わる損害保険の見直しにより適切な保険の提案を行う。 ・独自ツール「BCP キットくん」を活用し、事業者 BCP の策定を支援する。 ・防災、減災、事業者 BCP 策定などのセミナー開催 <効果> ・小規模事業者に対する災害リスクの周知、自然災害リスク対策を図ることが出来る。 ・大規模地震、水災対策の自社 BCP の策定が可能となる。 ・セミナーを通じて BCP 策定の重要性、自然災害に対するノウハウ、影響の理解を深める。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[糸田町商工会] &lt;--&gt; 情報提供等 連携  B[あいおいニッセイ同和損害保険(株) 福岡支店]; B --&gt; セミナー講師 派遣等  C[小規模事業者]; A --&gt; 災害リスクの周知 セミナーの開催 等  C; C --&gt; 損害保険の見直し BCP 策定支援 等  B;</pre>